

卸流通段階、小売段階では、牛肉の品種・種別表示は任意である。

ただし、和牛の場合はその旨の表示をすることが大半であり、その場合は下記に習って表示を行なう。

1. 和牛の表示

「和牛」の肉と表示できるのは、次の品種である。（下記の①～⑥）

- ①黒毛和種 ②褐毛和種 ③日本短角種 ④無角和種
- ⑤ ①～④の品種間の交配による交雑種
- ⑥ ⑤と①から⑤の交配による交雑種

ただし、⑤又は⑥を「和牛」と表示する場合は「和牛間交雑種」又は交配した品種の組み合わせを併記しなければならない。

また、農水省の「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン」では、「和牛」と表示できる牛肉は、上記①から⑥の品種であることを下記の書類により証明出来て、かつ、牛トレーサビリティ制度により品種及び日本国内で出生し、国内で飼養された牛であることが確認できる牛の肉とされている。

■和牛を「登録制度等により証明」できる書類等

書 類	発 行 者
ア 登録証明書 イ 子牛登記証明書 ウ 血統を証明する書類	(社) 全国和牛登録協会、(社) 日本あか牛登録協会 (社) 日本短角種登録協会 (以下「家畜登録機関」という。)
エ 授精証明書 オ 種付証明書 カ 体内・体外受精卵移植証明書	家畜改良増殖法に基づき獣医師、家畜人工授精師又は種畜の飼養者が交付する書類で、和牛または和牛間交雑種であることを証明できるもの。ただし、当該牛の両親が、上記書類(ア、イ、ウ)を有していることが確認できること。

- 食肉公正競争規約第4条 (4) ▶(86ページ)、第10条 (4) ▶(92ページ)
- 同施行規則第10条第2項、第3項 ▶(87ページ)、第21条第2項、第3項 ▶(93ページ)
- 和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン ▶(135ページ)

■和牛表示例

- ①～④までは「和牛」の表示のみで良い。→ 国産和牛もも
- ⑤⑥については「和牛間交雑種」と表記するか、→ 国産和牛（和牛間交雑種）もも
- 交配した品種名を表示する。→ 国産和牛（黒毛×褐毛）もも
- *必ず「国産」（原産地）を併記する。

*品種の組み合わせを表示する場合、略称で表記しても良い

品 種 名	略 称
黒毛和種	黒 ・ 黒 毛
褐毛和種	褐 ・ 褐 毛
日本短角種	短 ・ 短 角
無角和種	無 ・ 無 角

○和牛以外の牛肉に、「わぎゅう」「WAGYU」「ワギュウ」等紛らわしい表示を行った場合は不当表示となる。

○黒毛和種以外の牛肉に「黒牛」「黒」の文字を使用して表示すると、消費者に黒毛和種の牛肉と優良誤認をさせる恐れがあるので、その場合、品種名又は品種の組合せを併記する。

■「黒牛」「黒」を使用した表示例（使っても良い例）

黒毛牛肉（アンガス種）	黒毛〇〇牛（黒毛和種×ホルスタイン種）
黒毛牛肉（交雑種）	〇〇黒牛（黒毛和種×アンガス種）
黒〇牛肉（交雑種）	黒〇〇牛（黒毛和種×ホルスタイン種）

2. 牛の品種・種別等の表示

- 生産段階において、牛トレーサビリティ法により下記の表のとおり11の種別・区別で申告されている。
- 和牛以外の種別・区別を表示したい場合は、伝達された個体識別番号をインターネットで検索して行う。

■牛トレーサビリティ法の種別と卸・小売段階での表示一覧表

牛トレーサビリティ法の種別分類	食肉公正競争規約にもとづく卸流通段階・小売段階表示例	
1. 黒毛和牛 2. 褐毛和牛 3. 日本短角種 4. 無角和種	*品種表示は任意 *原産地表示は義務 (国産又は県、市町村名) 国産牛、 〇〇県産牛	*和牛表示は可能 *表示事例：国産牛、国産和牛、国産黒毛和牛、国産和牛（黒）、国産褐毛和牛、国産短角和牛、国産無角和牛
5. 1×2の交雑種 6. 和牛間交雑種 (和牛1～4品種間の交雑種、5を除く)	7～11のうち外国産牛肉は原産国名表示	*和牛表示は可能であるが、和牛間交雑種又は交配した品種を併記する *表示事例：国産牛、国産和牛（和牛間交雑種）、国産和牛（黒×褐）、国産和牛（黒毛和種×褐毛和種）、国産和牛（短×黒）
7. 肉専用種 (1～6を除く) 8. ホルスタイン種 9. ジャージー種 10. 乳用種 11. 交雑種		*原産地表示 国産牛肉は国産又は県、市町村名、外国産牛肉は原産国名表示 *表示事例：国産牛、国産牛肉、米国産牛肉、オーストラリア産牛肉

参考資料 和牛統一マークとキャッチコピー

■和牛統一マーク



■キャッチコピー

にっぽんの味 おいしい和牛

A taste of Japan - Let's eat delicious Wagyu!

お問い合わせ：（社）中央畜産会 Tel: 03-3581-6710